

「横浜みなとみらいホール」及び「横浜美術館」における 次期指定管理者の選定方法について

1 本市における指定管理者制度の考え方

- 「公の施設」は、市民サービスの向上と経費の節減を目的に指定管理者制度の適用が可能とされており、本市における指定管理者の選定にあたっては、原則「公募」、「指定期間5年」を標準としています。
- ただし、極めて高度な専門性を有する場合等については、「非公募」や「指定期間10年」も認められています。（「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」）

2 専門文化施設2館における次期指定管理の考え方

(1) 対象専門文化施設及び指定管理期間

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 横浜みなとみらいホール | 【指定管理期間 第1期／H19.4.1～H24.3.31】 |
| ② 横浜美術館 | 【指定管理期間 第1期／H20.4.1～H25.3.31】 |

- 現在（第1期）、専門文化施設「横浜みなとみらいホール」「横浜美術館」では公募により指定管理者を選定し、施設の管理・運営を行っています。
- これら2館は、市の政策との連動性が高いことから、次期指定管理においては団体を単独指名（非公募）、指定管理期間10年（※1）とし、市と指定管理者の“政策協働”による新しい手法を取り入れます。

〔※1…「指定管理期間10年」の理由：国際展等の準備に3～4年は要することや人材育成・ノウハウ蓄積の観点等から10年とします。〕

(2) 指名団体

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（※2）

(3) 指定に係る議決

①は本年第4回又は平成24年第1回定例会、

②は平成24年第2回又は第3回定例会にて、

指定管理者の指定に係る議案を提出する予定

です。

〔※2…「非公募単独指名」の理由：

2館は専門文化施設としての能力発揮が期待されることから、指定管理者には市との連携とともに、高度な専門性が必要です。

そのため市と協働して文化政策を遂行する目的を持ち、関係者との信頼関係や専門能力を有する同財団を指名団体として協議を進めています。〕

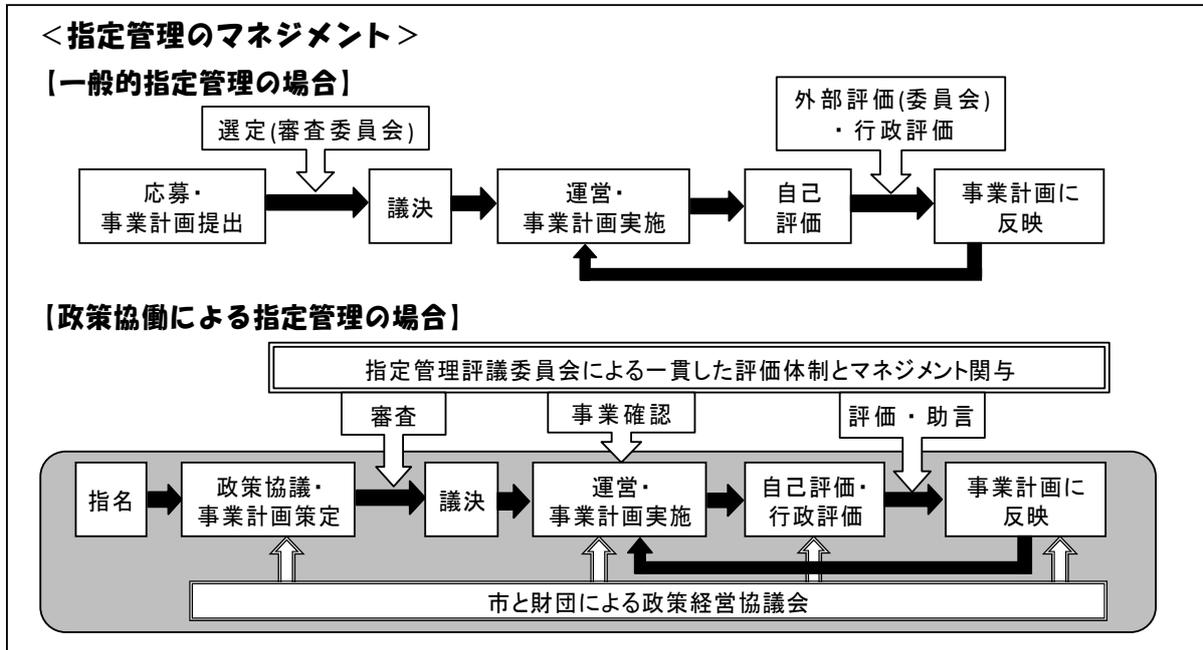
3 “政策協働”による指定管理者制度の運用

単独指名（非公募）及び指定管理期間10年という指定管理の効果を、最大限に発揮するための新たな手法であり、市と指定管理者の「対等・対話の原則」のもと、政策を協働して実現していきます

◆ 制度の特徴

- 市は団体を指名した後、市と指名団体による「政策経営協議会」を設置し、両者が協働して事業計画等を立案します。
- 市は外部の有識者で構成する「指定管理評議委員会」を設置し、事業計画の審査を受けた後、議会での議決をいただき、指定管理者を指定します。

- ③ 指定後は、事業計画を実施し施設を運営します。指定管理評議委員会は、継続してマネジメント全般に関わり、本市と指定管理者への評価・助言を行うことで、透明性を確保。市と指定管理者は以後の事業運営に反映する等、協働した指定管理を実施します。



4 専門文化施設2館の選定スケジュール

① 横浜みなとみらいホール

平成 21年	8月 25日	執行会議で「単独指名・期間10年」を決定 以後、専門文化施設に適した制度検討
平成 23年	4月 6日	指定管理評議委員会（選定方針確認）
	4月	政策経営協議会開始（以後概ね週1回開催）
	7月 27日	指定管理評議委員会（事業計画書審査(1)）
	9月中旬	指定管理評議委員会（事業計画書審査(2)） 第4回又はH24年第1回市会定例会に議案上程

② 横浜美術館

平成 23年	4月 25日	経営会議で「単独指名・期間10年」を決定
	7月 25日	指定管理評議委員会（選定方針確認）
	8月	政策経営協議会開始
	11月	指定管理評議委員会（事業計画書審査(1)）
	12月	指定管理評議委員会（事業計画書審査(2)）
平成 24年		第2回又は第3回市会定例会に議案上程

文化観光局所管施設 指定管理の現況

No.	施設名	所管課	指定管理者(指名団体)	指定期間		公募・非公募	
				開始日	終了日		
1	横浜美術館	文化振興課	横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント共同事業体	平成20年4月1日～	平成25年3月31日	5年	公募
2	横浜みなとみらいホール	文化振興課	(公財)横浜市芸術文化振興財団・東急グループ・(株)東京舞台照明 共同事業体	平成19年4月1日～	平成24年3月31日	5年	公募
3	横浜能楽堂	文化振興課	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	平成24年4月1日～	平成29年3月31日	5年	非公募
4	横浜市芸能センター(横浜にぎわい座)	文化振興課	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	非公募
5	横浜市民ギャラリー	文化振興課	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
6	横浜市民ギャラリーあざみ野	文化振興課	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	平成22年4月1日～	平成27年3月31日	5年	公募
7	横浜市市民文化会館 関内ホール	文化振興課	(株)tvkコミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄エージェンシー・(株)清光社・(公財)横浜市芸術文化振興財団 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
8	長浜ホール	文化振興課	相鉄・神奈川共立 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
9	大倉山記念館	文化振興課	相鉄 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
10	久良岐能舞台	文化振興課	株式会社シグマコミュニケーションズ	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
11	陶芸センター	文化振興課	シンリユウ株式会社	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募

(参考) 区民文化センター ※ 施設所管・運営・指定管理者選定: 各区役所 / 整備・条例所管: 文化観光局

No.	施設名	所管課	指定管理者	指定期間		公募・非公募	
				開始日	終了日		
1	鶴見区民文化センター(サルビアホール)	鶴見区地域振興課	神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体	平成23年3月4日～	平成28年3月31日	5年	公募
2	神奈川区民文化センター(かなっくホール)	神奈川区地域振興課	サントリーパブリシティサービス・共立・神奈川共立 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
3	港南区民文化センター(ひまわりの郷)	港南区地域振興課	京急グループ共同企業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
4	旭区民文化センター(サンハート)	旭区地域振興課	相鉄・神奈川共立 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
5	磯子区民文化センター(杉田劇場)	磯子区地域振興課	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・有限会社アイコクス・株式会社東急コミュニティー 共同事業体	平成22年4月1日～	平成27年3月31日	5年	公募
6	栄区民文化センター(リリス)	栄区地域振興課	神奈川共立・JSS共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募
7	泉区民文化センター(テアトルフォンテ)	泉区地域振興課	神奈川共立・山武 共同事業体	平成23年4月1日～	平成28年3月31日	5年	公募